平成２８年（再イ）第４４１号

福岡市西区西の丘２丁目３番１―319号

再生債務者　越口　浩二

1　決議に付する再生計画案　平成29年３月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月21日まで

平成29年３月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第９号

福岡市城南区西片江２丁目37番10―310号

再生債務者　藤原　一尊

1　決議に付する再生計画案　平成29年３月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月21日まで

平成29年３月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１１号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東４丁目３番20―1001号　エバーライフ長者原

再生債務者　岩永　好昭

1　決議に付する再生計画案　平成29年３月29日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月21日まで

平成29年３月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２号

兵庫県明石市大久保町大窪1984番地の６

再生債務者　齊本　豪昭

1　決議に付する再生計画案　平成29年３月29日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月８日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月８日まで

平成29年４月３日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再イ）第２８号

長崎県西彼杵郡時津町西時津郷616番地１

再生債務者　中島　浩志

1　決議に付する再生計画案　平成29年３月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月21日まで

平成29年４月５日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第２９号

新潟市西区坂井砂山４丁目２番31号（前住所）

新潟市西区五十嵐１の町6861番地３

再生債務者　長浜こと　長濱　芳伸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月４日　　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号

神戸市兵庫区下沢通８丁目４番８―903号（従前の住所）神戸市兵庫区松本通８丁目４番６号

再生債務者　本田　昌之

1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年４月28日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月８日から平成29年５月19日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１号

島根県益田市高津４丁目１番100号

再生債務者　赤松　孝範

1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月２日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月９日から平成29年５月16日まで

松江地方裁判所益田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００４１号

東京都八王子市南大沢５―４―101

再生債務者　畠山　義隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月３日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００４８号

東京都北区浮間３―５―38―701

再生債務者　田村　　天

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１０号

京都府長岡京市粟生田内４番地の７

再生債務者　清水みよ子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月４日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第６号

鳥取県米子市彦名町6672番地

再生債務者　河本　英一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月４日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再ロ）第１２号

沖縄県那覇市寄宮１丁目９番12号　サンヴェール神原202

再生債務者　宮里　政太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月４日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第５号

栃木県下都賀郡野木町丸林560―２　クレールメゾンＤ201（住民票上の住所）茨城県坂東市馬立1076番地２

再生債務者　古谷　幸子（旧姓山野辺・酒井）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月４日

宇都宮地方裁判所栃木支部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 29 年３月 31 日

防衛省共済組合代表者

防衛大臣　稲田　朋美

第27条第１項の表中「$\frac{38.60}{1000}$」を「$\frac{34.20}{1000}$」に、「$\frac{5.19}{1000}$」を「$\frac{6.06}{1000}$」に、「$\frac{32.80}{1000}$」を「$\frac{31.50}{1000}$」に、「$\frac{77.20}{1000}$」を「$\frac{68.40}{1000}$」に、「$\frac{10.38}{1000}$」を「$\frac{12.12}{1000}$」に改め、同条第３項の表中「$\frac{38.60}{1000}$」を「$\frac{34.20}{1000}$」に、「$\frac{5.19}{1000}$」を「$\frac{6.06}{1000}$」に改め、同条第４項中「$\frac{38.60}{1000}$」を「$\frac{34.20}{1000}$」に、「$\frac{0.86}{1000}$」を「$\frac{0.77}{1000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。

2　変更後の第27条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。